資料１－２

沖縄に係る関税制度上の特例措置

令和８年１１月６日
関税・外国為替等審議会
関　税　分　科　会
財　務　省　関　税　局

１．現行制度の概要

沖縄の自主性を尊重しつつ、その総合的かつ計画的な振興を図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）に基づき、関税制度上の特例措置として、関税暫定措置法（以下「暫定法」という。）等において、（１）特定免税店制度及び（２）選択課税制度等が設けられている。これらの制度については、暫定法上、令和９年３月 31 日に適用期限が到来する。

（１）特定免税店制度

特定免税店制度とは、沖縄から沖縄以外の本邦の地域へ出域する旅客が、個人的用途に供するため、

① 沖振法に規定する旅客ターミナル施設等（参考１）において税関長の承認を受けた小売業者から購入した物品

② 沖振法に規定する特定販売施設（参考２）において税関長の承認を受けた小売業者から購入し、当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品

③ 沖振法に規定する旅客ターミナル施設等又は特定販売施設において販売を行う税関長の承認を受けた小売業者からインターネットを利用する方法により購入し、当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品

であって、当該旅客により当該出域の際に携帯して輸入されるものにつき、20 万円の範囲内で関税を免除するものである（沖振法第 26 条、暫定法第 14 条）。

（参考１）①那覇空港旅客ターミナルビル、②那覇クルーズターミナル、③那覇港公共国際コンテナターミナル、④宮古空港旅客ターミナルビル及び⑤みやこ下地島空港ターミナルの５施設。

（参考２）ＤＦＳ Ｔギャラリア沖縄（那覇市おもろまち）の１施設。

（２）選択課税制度等

選択課税制度とは、国際物流拠点産業集積地域（以下「国際物流地域」という。）（参考３）における保税工場等において、外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、原料に対する関税率（原則）と製品に対する関税率のいずれか低い方を輸入者が選択できる制度である（沖振法第 47 条等、暫定法第 13 条）。

（参考３）国際物流拠点産業集積地域とは、開港又は税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接等している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域とされている（沖振法第41条第２項)。現在、①那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区（那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市糸満市の一部地域)、②うるま・沖縄地区（中城港湾新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区の４地区)、③南風原・八重瀬地区（南風原町、八重瀬町の一部地域）が対象とされている。

また、沖振法の規定により国際物流地域の区域内において保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域（以下「保税蔵置場等」という。）の許可を受けた者が納付すべき当該許可に係る手数料（以下「保税蔵置場等の許可手数料」という。）について、２分の１に軽減することとしている（沖振法第46条等、税関関係手数料令第13条の５)。

２．改正要望の内容

特定免税店制度及び選択課税制度等の適用期限が令和９年３月31日に到来することを踏まえ、内閣府及び経済産業省は、令和９年度関税改正要望として以下の事項を要望している。

（１）特定免税店制度

特定免税店制度の適用期限を５年間延長すること（令和13年度末まで)。

（２）選択課税制度等

選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置の適用期限を３年間延長すること（令和11年度末まで)。

３．検討

（１）特定免税店制度

特定免税店制度は、占領下において、外国扱いされていた沖縄からの土産品に適用されていた関税法上の携帯品免税の機能を実質的に引き継いでいるものであり、沖縄の歴史的・地理的な特殊事情を考慮し、他の地域にない極めて特別な制度として、平成10年度に創設されたものである。内閣府によれば沖縄観光におけるショッピングの需要は高く（2025 年度に沖縄を訪れた国内観光客の約28%がショッピングを行っており、現地活動の調査で26の活動項目のうち第４位)、沖縄型特定免税店には国内観光客の17%が訪れている等、こ

の特定免税店制度については、その創設以降、沖縄の観光振興に一定の効果をもたらしている。

（参考４）内閣府によれば、年間訪問者数は約 136 万人（令和７年度）

また、内閣府によれば、令和 13 年を目途に、特定販売施設の運営に新規参入を検討している事業者がいるとのことであり、当該事業者の予測可能性のある制度とする必要があると考えられる。

沖縄の特殊事情に大きな変化がない状況においては、沖縄の観光振興に資することを目的として、特定免税店制度の適用期限を延長することが適当と考えられる。

また、新規参入を検討している事業者の予測可能性を確保する観点から、その延長期間については、次回の沖振法の見直し期限である５年間（令和 14 年３月 31 日まで）とすることが適当と考えられる。

（参考５）沖振法は、昭和 47 年の沖縄の本土復帰時に制定された「沖縄振興開発特別措置法」（第４次（平成 14 年）に「沖縄振興特別措置法」として全面改正）を起源とし、10 年の時限立法を改正・延長している。現在は第６次に相当し、適用期限が令和 14 年３月 31 日までとなっている。

（２）選択課税制度等

国際物流地域における企業集積の進展は、国際物流地域の新規雇用者数の増加や国際物流地域において生産された物品の輸出額及び国内出荷額の増加などをもたらしており、沖縄県全体の一人当たりの県民所得の増加にも一定程度寄与している。

選択課税制度は、沖振法に基づく国際物流地域に関する各種税制上の特例措置の一環として平成 10 年度に創設されたものであり、国際物流地域における企業誘致の観点から沖縄県の魅力を訴求する制度の一つになっていると評価される。

また、現在、国際物流地域においては、９者の保税蔵置場が保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置の適用を受けており、今後、選択課税制度と相まって国際物流地域における企業集積に一定の効果をもたらすものと考えられる。

（参考６）物流地域内の平均的な入居面積（保税蔵置場）は約 802 ㎡となっており、当該保税地域の許可手数料は２分の１に軽減（12,200 円/月→6,100 円/月）。

こうした点を踏まえ、沖縄の特殊事情に大きな変化がない状況においては、国際物流地域における更なる企業集積を図るため、選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置の適用期限を３年間延長することが適当と考えられる。

４．改正の方向性

沖縄の振興に寄与するため、
（１）特定免税店制度について適用期限を５年間延長
（２）選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置について適用期限を３年間延長
することが適当ではないか。